

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	平成23年7月29日
【会社名】	R H インスグノ株式会社
【英訳名】	RH Insigno Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阿部 顕仁
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	北海道札幌市中央区北一条西四丁目2番2号 札幌ノースプラザ11階 (平成23年4月4日から本店所在地が北海道札幌市中央区南1条西25丁目1番17号から上記のように移転しております。)
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人札幌証券取引所  (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長阿部顕仁は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成23年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠したものであります。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社並びに連結子会社2社及び持分法適用会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。なお、連結子会社5社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の営業収益の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の営業収益の概ね2/3に達している2事業拠点を「重要な事業拠点」としております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として営業貸付金利息及び営業貸付金に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

しかし、「3 評価結果に関する事項」に記載しているとおり、当社が貸金業者にもかかわらず「金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律」に定める特定金融会社等の登録を行うことなく、社債発行を実施していた件が平成23年6月22日に判明いたしました。それを受けて行われた第三者委員会による調査において、法令違反であると判明いたしました。また、連結子会社の借入について他の連結子会社が債務保証している事実並びに連結子会社における取引計上漏れ及び簿外口座の存在が明らかになりました。当該事項の詳細が判明した日が上記基準日よりかなり遅かったため、当初計画していた業務プロセスの評価手続は実施できたものの、財務報告に係る内部統制につき、改めて評価を実施することは事実上困難な状況であり、また、第三者委員会への協力等を優先して対応してきたことにより、必要と認められた評価対象範囲について、評価を終了することが出来ませんでした。

### 3 【評価結果に関する事項】

平成23年3月31日現在における、全社的な内部統制、全社的な観点から評価する決算財務報告に係る内部統制及び個別に評価範囲に追加した決算財務報告に係る内部統制に下記に記載した重要な欠陥があることを認識いたしました。時間的な制約から、必要と判断した評価範囲についての評価手続を改めて実施することができず、財務報告に係る内部統制についての評価結果を表明することができません。

#### 記

##### (1) 全社的な内部統制における重要な欠陥

当社が貸金業者にもかかわらず「金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律」に定める特定金融会社等の登録を行うことなく、社債発行を実施していた件が平成23年6月22日に判明いたしました。それを受けて行われた第三者委員会による調査において、法令違反であると判明いたしました。

当該事項については、当社の全社的な内部統制において、取締役会自体にコンプライアンスの意識が希薄化しており、監査役及び内部監査部門における牽制機能が十分に働かなかったことが原因であります。

また、連結子会社の借入について他の連結子会社が債務保証している事実並びに連結子会社における取引計上漏れ及び簿外口座の存在が判明いたしました。当該事項については、会計及び財務に関する情報の伝達に係る体制が十分機能しなかったことが原因であります。

##### (2) 決算・財務報告における重要な欠陥

信頼性のある連結財務諸表を作成するために、必要なスキルを持つ人材を確保・配置することに努めてまいりましたが、当連結会計年度末時点において、十分な専門知識を有する人材の確保が十分にはできませんでした。

このため、当連結会計年度において、決算・財務報告プロセスにおける体制の整備が十分ではありませんでした。

また、決算手続において、決算処理方針に準拠しないものがあったこと、会計基準適用の検討、決算書類の記載内容の確認とそれらの承認手続の運用が十分になされなかったことから、監査人から投資有価証券の評価、のれんの減損処理、貸倒引当金の処理、利息返還損失引当金の処理等、決算・財務報告プロセスにおける不備を原因とする多数の重要な処理誤りを指摘されることとなりました。

これらの誤りが、社内の決算・財務報告プロセスにおいて発見できなかったこと、かつこれらの誤りは財務報告に与える重要性が高いこと並びに時間的制約から未処理の状態にあったことなどを勘案すると、「重要な欠陥」が存在すると判断されます。

### 4 【付記事項】

該当事項はありません

### 5 【特記事項】

該当事項はありません